

工 事 の 名 称	令和3年度 新丸山ダム常用洪水吐放流設備工事
工 事 概 要	常用洪水吐放流設備 主ゲート製作・据付 4門 常用洪水吐放流設備 予備ゲート製作・据付 4門 放流管 製作・据付 4条 付属設備 製作・据付 1式
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官中部地方整備局長 堀田 治 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号
契 約 年 月 日	令和4年3月23日
契 約 業 者 名	令和3年度新丸山ダム常用洪水吐放流設備工事 I H I ・日立特定建設工事共同企業体
契約業者の住所	名古屋市中村区名駅南一丁目24番20号（代表者）
契 約 金 額	7,876,000,000円（税込み）
予 定 価 格	7,892,929,000円（税込み）
随意契約によることとした理由	<p>本工事は、狭隘な建設現場でダム本体建設工事が進む中、放流設備の据付に用いるクレーン設備等の仮設備や仮設ヤードをダム本体建設工事及び関連工事と共用するなど、工事期間内に施工するための綿密かつ効率的な施工計画が必要であることから、設計段階から施工者独自のノウハウを取り入れる発注方式「技術提案・交渉方式」の設計交渉・施工タイプを適用し、有効な技術提案を行った「令和3年度 新丸山ダム常用洪水吐放流設備工事 I H I ・日立特定建設工事共同企業体」を優先交渉権者として、当該設計業務を実施した。</p> <p>本工事は、この設計業務を反映した設計・施工計画に基づく工事を行うものであり、技術提案者である「令和3年度 新丸山ダム常用洪水吐放流設備工事 I H I ・日立特定建設工事共同企業体」が工事実施に最も適した者である。</p> <p>よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令102条の4第3号により、「令和3年度 新丸山ダム常用洪水吐放流設備工事 I H I ・日立特定建設工事共同企業体」と随意契約を締結するものである。</p>
工 事 場 所	自：岐阜県加茂郡八百津町地先 至：岐阜県可児郡御嵩町小和沢地先
工 事 区 分	機械設備工事
工 期 （ 自 ）	令和4年3月24日
工 期 （ 至 ）	令和7年12月26日
備 考	

令和3年度 新丸山ダム常用洪水吐放流設備工事に係る設計業務
優先交渉権者選定結果(技術提案・交渉方式)

1. 件名 令和3年度 新丸山ダム常用洪水吐放流設備工事に係る設計業務
2. 所属事務所 新丸山ダム工事事務所
- テーマ①: 本設計業務に関する提案
- テーマ②: 主たる事業課題に関する提案

番号	称号又は名称	技術提案書		合計	順位	選定
		テーマ①	テーマ②			
		20	60	80	-	
1	令和3年度新丸山ダム常用洪水吐放流設備 工事IHI・日立特定建設工事共同企業体	18	48	66	1	○

「令和3年度 新丸山ダム常用洪水吐放流設備工事」
に係る契約者の選定経緯について

国土交通省中部地方整備局企画部

目次

1. 工事概要
2. 経緯
3. 競争参加資格確認等
4. 技術提案審査
5. 価格等交渉
6. 契約相手方の決定
7. 技術提案・交渉方式に係る専門部会の経緯

1. 工事概要

(1) 発注者

国土交通省中部地方整備局企画部

(2) 工事名

令和3年度 新丸山ダム常用洪水吐放流設備工事

(3) 工事場所

自：岐阜県加茂郡八百津町地先

至：岐阜県可児郡御嵩町小和沢地先

(4) 内容

本工事は、新丸山ダム建設事業において左岸常用洪水吐放流設備工事を行うものである。

(5) 工事内容

- ・常用洪水吐放流設備 主ゲート製作・据付 4門
- ・常用洪水吐放流設備 予備ゲート製作・据付 4門
- ・放流管 製作・据付 4条
- ・付属設備 製作・据付 1式

(6) 工期

契約締結日の翌日から令和7年12月26日まで

2. 経緯

(1) 工事実施者の選定方法

本工事は、狭隘な建設現場でダム本体建設工事が進む中、放流設備の据付に用いるクレーン設備等の仮設備や仮設ヤードをダム本体建設工事及び関連工事と共用するなど、工事期間内に施工するための綿密かつ効率的な施工計画が必要であることから、設計段階から施工者独自のノウハウを取り入れる発注方式「技術提案・交渉方式」の設計交渉・施工タイプを採用することとした。

(2) 契約決定の流れ

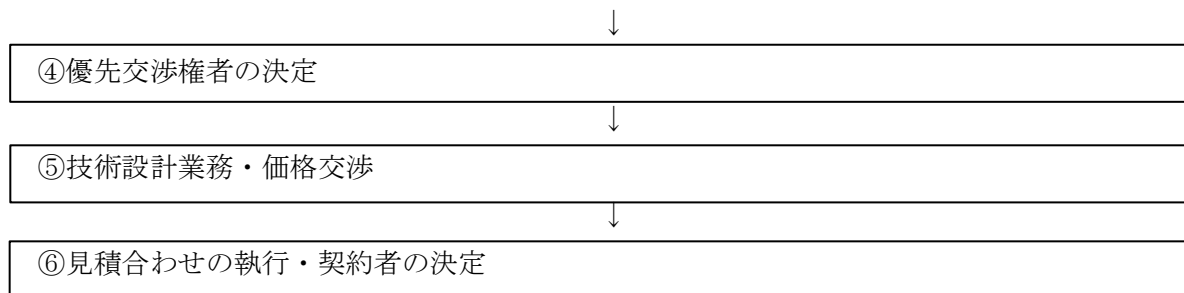
①公募型プロポーザル方式等に係る契約手続き開始告示



②申請及び一次審査資料の提出



③技術提案書の提出



図－1 契約者決定の流れ

(3) 契約決定までの主な経緯

契約者決定までの主な経緯は表－1のとおりである。

表－1 契約者決定までの主な経緯

日付	内容
令和3年5月25日	技術提案・交渉方式に係る専門部会（第1回） （専門部会の設置説明含む）
令和3年6月8日	入札・契約手続運営委員会（公示内容確認）
令和3年6月24日	契約手続開始の公示
令和3年6月25日～令和3年7月27日	申請書及び技術提案書の提出期間
令和3年8月3日	技術提案書提出者に対してのヒアリング
令和3年8月24日	技術提案・交渉方式に係る専門部会（第2回） （優先交渉権者選定）
令和3年8月31日	入札・契約手続運営委員会 （優先交渉権者選定）
令和3年9月3日	優先交渉権者選定通知
令和3年10月6日	基本協定締結
令和3年10月7日	技術設計業務委託契約締結
令和3年10月15日	価格等交渉（1回）
令和3年10月27日	価格等交渉（2回）
令和3年11月11日	価格等交渉（3回）
令和3年12月23日	価格等交渉（4回）
令和4年1月12日	価格等交渉（5回）
令和4年1月14日	価格等交渉（6回）
令和4年2月2日	技術提案・交渉方式に係る専門部会（第3回） （設計業務・価格交渉内容の確認）
令和4年2月16日	入札・契約手続運営委員会 （契約相手方特定）
令和4年2月18日	特定通知

令和4年3月11日	見積合わせ
令和4年3月23日	工事請負契約締結

(4) 工事实施者の選定方法

契約の相手方の選定は、企業及び技術者、技術提案内容を審査し、設計業務を行う優先交渉権者を決定する方法とした。優先交渉権者として選定した者に対しては、技術設計業務の実施後に価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に、見積合わせを行い、予定価格を下回った場合には工事契約の相手方として決定することとした。

(5) 工事实施者の選定体制

技術提案書の審査・評価は、中部地方整備局の入札契約手続運営委員会に諮った上で決定した。

また、中立かつ公正な審査・評価を確保するため、学識経験者等で構成する「中部地方整備局総合評価委員会 新丸山ダム常用洪水吐放流設備専門部会」（以下専門部会という）を設置した。専門部会は下記の学識経験者等5名で構成し、公示前、技術審査段階、価格等の交渉段階の3段階において意見聴取を行った。なお、専門部会は非公開とした。

表-2 新丸山ダム常用洪水吐放流設備専門部会

	氏名	所属
委員 (敬称略、 順不同)	高須 修二 (部会長)	(一財)ダム技術センター 顧問 前ダム技術研究所長
	小畑 誠	名古屋工業大学 副学長・理事
	鈴木 徳行	名城大学 名誉教授
	六郷 恵哲	岐阜大学 社会基盤工学科 名誉教授
	加藤 豊	中部地方整備局 技術開発調整官
	稲葉 傑	中部地方整備局 中部技術事務所長
オブザーバー	中洲 啓太	国土交通省 国土技術政策総合研究所 社会資本マネジメント研究室室長

3. 競争参加資格確認

(1) 競争参加資格確認の概要

競争参加資格確認は、競争参加者としての適正な資格と必要な実績を有するかを審査するものである。

(2) 審査結果

令和3年7月27日までに1者の応募があり、競争参加資格確認申請書について資格審査を行

った結果、競争参加資格を有していた。

4. 技術提案審査

(1) 技術提案審査の概要

技術提案項目の設定にあたり、以下の2提案を求めた。

- 1) 技術設計業務に関する提案
 - ・設計業務の実施に関する提案
- 2) 主たる事業課題に関する提案
 - ・期日内に放流設備を施工する提案
 - ・品質確保の提案

競争参加資格を有する1者の技術提案の評価は、技術提案と約60分のヒアリングを基に技術提案内容の確認を行ったうえで、上述の提案項目に関する提案内容を審査することで行った。

なお、公示後、技術提案書等の作成に関する質問期間（令和3年6月24日から令和3年7月5日）に1件の質問を受領・回答している。

(2) 審査結果

審査にあたっての評価基準及び配点は表-3、審査結果は表-4、表-5のとおりである。

表-3 技術提案項目と評価基準及び配点

技術提案項目候補と評価基準			別紙-1	
評価項目	評価基準		配点	
本設計業務（理解に関する提案）	理解度	業務目的、現地条件、与条件、提案内容の適用上の課題、不確定要素等の内容理解度について、以下である場合に評価する。 ・業務目的、現地条件、与条件、課題、不確定要素に対して、適切かつ論理的に整理されており、本設計業務の提案を遂行するにあたって理解度が高い場合	10点	
	実施手順及び実施体制	業務目的、現地条件、与条件等を理解し、業務の内容、規模等に応じた設計業務の実施方針、実施手順（業務フロー）、工程表、実施体制等が以下である場合に優位に評価する。 ・実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫がある場合 ・業務工程で与条件に対して、主要ポイントの抽出に対する着眼点が適切である場合 ・本業務の内容と規模に対して十分（具体的）な実施体制が確保されている場合。	10点	
主たる事業課題に関する提案	【期日内に放流設備を施工する提案】 限られた期間内で放流設備を施工（据付）するための効率的な施工計画	的確性	決められた施工期間内に大規模な放流設備を効率的に据え付けるための施工計画について、以下である場合に優位に評価する。 (注1) 主ゲートの放流管、整流板、予備ゲートの重構造戸当りの一部の据付期間（ダム本体打設休止期間）として8ヶ月を予定している。 (注2) 技術提案における設計条件としては、発注者が当初想定している仮設備仕様（軌索式ケーブルクレーン13.5t）で求めるものとする。 なお、技術提案提出時のケーブルクレーン仕様の変更による提案は原則認めないが、優先交渉権者が行う設計段階において、ダム本体工事受注者が採用するケーブルクレーン仕様に変更になった場合は、設計変更の協議ができるものとする。また、ケーブルクレーンを使用しない提案も可能とするが、ダム本体工事の影響、経済性等で優位と認めない限り、評価はしない。 ・現地条件等を踏まえ、効率的に据え付けるための施工計画の提案がなされており、的確性が高い場合。 ・ダム本体工事の内容が適切に反映された提案となっており、的確性が高い場合。 ・放流設備を据え付けるにあたり、運搬における留意事項が示された提案となっており、的確性が高い場合。 ・放流設備を据え付けるにあたり、新技術を活用するなどして安全性や経済性に有効な提案となっている場合。 ・放流設備据え付け時における自然災害（洪水）等のリスクを想定した具体的な提案となっており、的確性が高い場合。	20点
		実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案内容に説得力がある場合 ・提案された内容について、実施事例（実績）、類似事例の記載があり、提案に具体的な裏付けがある場合	20点
	【品質確保の提案】 現場据付における鋼材等部材の組立精度向上や現場溶接における品質向上の対応策	的確性	現場据付における鋼材等部材の組立精度向上、溶接施工方法や検査方法等による品質向上について、以下である場合に優位に評価する。 ・着眼点、問題点について理解している場合に、優位に評価する。 ・着眼点、問題点に対する解決方法が適切かつ論理的に整理されており、的確性が高い場合に優位に評価する。	10点
		実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案内容に説得力がある場合 ・提案された内容について、実施事例（実績）、類似事例の記載があり、提案に具体的な裏付けがある場合	10点
総合点			80点	

表－４ 審査結果

評価項目	配点	A社
本設計業務に関する提案(理解度) 設計業務の実施に関する提案	20点	18点
主たる事業課題に関する提案 【期日内に放流設備を施工する提案】	40点	32点
主たる事業課題に関する提案 【品質確保の提案】	20点	16点
合計点(技術評価点)	80点	66点
【交渉権優先順位】		1

5. 価格等交渉

(1) 実施方法

発注者及び優先交渉権者で技術設計業務の契約を締結するに当たり、設計業務及び設計完了後の工事の契約に向けた価格等の交渉等に関する基本協定を令和3年10月6日に締結した。

(2) 経過

基本協定に基づき、5回の価格等交渉を実施した。主な経過は以下の通りである。

【第1回】令和3年10月15日

- ・設計業務内容確認（業務計画）

【第2回】令和3年10月27日

- ・技術提案項目確認
- ・BIM/CIM活用業務の内容確認
- ・照査報告（着手時）

【第3回】令和3年11月11日

- ・設計内容の確認
- ・照査報告（設計内容確認完了時）
- ・11月末に概算工事費提出確認

【第4回】令和3年12月23日

- ・仮設計画及び施工計画確認
- ・照査報告（化成計画及び施工計画作成時）
- ・工事費参考見積もり提出確認

【第5回】令和4年1月12日

- ・技術提案の可否（価格交渉）
- ・リスク分担について確認

【第6回】令和4年1月14日

- ・技術提案の可否（価格交渉）
- ・設計成果確認

上記6回の価格等交渉を踏まえ、発注者において優先交渉権者の価格の妥当性を確認したことから、令和4年2月2日、第3回専門部会に価格等交渉結果について報告し、価格交渉結果及び交渉成立の妥当性が確認された。

（3）価格の妥当性の検証

優先交渉権者から提出された工種毎における見積額の妥当性の検証については、以下のとおり行い、見積条件やヒアリング等により確認した。

- ①歩掛については、原則、特別調査及び標準歩掛かりを使用し、優先交渉権者との価格交渉及びこれまでの類似実績等を参考に妥当性を確認した。
- ②設計単価（労務単価、資材価格、機械経費）については、原則、中部地方整備局の統一単価及び市場単価、特殊な材料については特別調査単価を使用し、優先交渉権者との価格交渉及びこれまでの類似実績等を参考に妥当性を確認した。

（4）その他

価格等交渉の過程で決定した施工条件等については、特記仕様書に記載し契約に反映させる。

（5）見積合せ

実施日 令和4年3月11日

6. 契約相手の決定

- （1）工事名 令和3年度 新丸山ダム常用洪水吐放流設備工事
- （2）契約者 令和3年度 新丸山ダム常用洪水吐放流設備工事 IHI・日立特定建設工事
共同企業体
- （3）工事場所 自：岐阜県加茂郡八百津町地先
至：岐阜県可児郡御嵩町小和沢地先
- （4）工事請負契約締結日 令和4年3月23日
- （5）契約金額 予定価格 ￥7,892,929,000.-（消費税及び地方消費税を含む）
契約金額 ￥7,876,000,000.-（消費税及び地方消費税を含む）
- （6）工期 令和4年3月24日～令和7年12月26日

7. 技術提案・交渉方式に係る専門部会の経緯

本工事の手続きにあたっては、中立かつ公正な審査を行うため、学識経験者等で構成する専門部会を設置し、全3回の意見聴取を行った。

各委員会の開催日及び意見聴取事項等は以下のとおり。

【第1回専門部会】

- 1) 開催日：令和3年5月25日（火）
- 2) 意見聴取事項
 - ①技術提案・交渉方式の適用の可否
 - ②技術提案範囲・事項・評価基準
 - ③参考額の設定方法
 - ④交渉手続

【第2回専門部会】

- 1) 開催日：令和3年8月24日（火）
- 2) 意見聴取事項
 - ①競争参加者の技術提案内容
 - ②個別評価項目の技術審査・評価内容
 - ③競争参加者の技術評価点
 - ④技術提案に対する講評
 - ⑤優先交渉権者選定
 - ⑥価格等の交渉手順

【第3回専門部会】

- 1) 開催日：令和4年2月2日（水）
- 2) 意見聴取事項
 - ①価格等の交渉の合意の内容
 - ②予定価格算定の考え方
 - ③公表内容について

以 上